

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所4号機 設計及び工事の計画（蒸気発生器伝熱管の施栓））【1】」
2. 日 時 : 令和4年8月9日（火） 17時03分～17時44分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官※、西内安全審査官、大塚安全審査官

関西電力株式会社：
高浜発電所 課長※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他
提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・設計及び工事計画届出書（高浜発電所第4号機の変更の工事）（令和4年8月1日の面談資料を使用）
- ・設計及び工事計画届出書 補足説明資料 高浜発電所第4号機 蒸気発生器伝熱管補修工事（令和4年8月1日の面談資料を使用）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所第4号機 の設計及び工事計画の届け出、蒸気発生器伝熱管の補修工事に係 るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします
0:00:15	本件、今回は初回のヒアリングとなりますけれども、規制庁側オク 企画調査官、永戸オオツカ審査官あと西内審査官の三名で共に審 査対応させていただきますよろしくお願いします。
0:00:28	それでは関西電力の方から、まず補足説明資料に基づいて、本件 の概略等々をご説明いただければと思いますよろしくお願いします
0:00:38	はい、関西電力高浜発電所の大本でございます。
0:00:42	高浜4号機につきましては、6月8日からしております。第24回 定期検査におきまして、3台あります蒸気発生器の大内のSGの伝 熱管4、それからB、SGの伝熱管1本、
0:00:58	それから椎野精機ジンノ伝熱管5号につきましては、外面A1側の方 からの元に、止められます有意な進行が認められました。
0:01:08	これらの他にも、
0:01:12	微小な減肉と見られる信号をとって、NSG1本、Bないし人1本 ということで、合計12本というところの概念からの現実。
0:01:24	それが確認されております。
0:01:27	多賀4号機でございますけどこれ一、前回前々回とも定期検査に おきまして、外面からの下に信号認められております。
0:01:38	加えまして3号機でも同様の事象が発生しております、同じよ うに伝熱管のオオエ目からの上に行くということで、
0:01:49	これまでの調査した結果からは、微熱間の几帳面セキに訂正され ました長水野スケールが、薬品洗浄をしましたがけれども、前回、 逆に、
0:02:04	前回の定期検査で夜勤店長しましたけれども、SEの中に、担当 につきましては、
0:02:11	それが伝熱管等を繰り返し接触したことで、現行守った。
0:02:17	そういう可能性が高いと推定しているものでございます。
0:02:22	その対応としましては、
0:02:27	4号機につきましては、
0:02:30	3号機と同様に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	来年の洗浄を行う、役員船長も行います。それからできる限りのことをしようということで、高圧洗浄、
0:02:45	木みたいなものを使いながら、白木スケールというものを除去するというので進めております。対策としましては、
0:02:55	大賀及び低温側の管板部に、支援液体式のプラグを、を使用して、使用をご使用できないようにしていこうということでございまして、
0:03:07	そのための工事の届け出ということでございます。
0:03:11	前者の補修方法につきましては、河端の方から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく。
0:03:20	関西電力の川畑です。先ほどご紹介に預かりました補足説明資料を説明していきます。まず補足説明資料1枚目、工事目的についてですが、
0:03:33	高浜発電所4号機第24回定期事業者検査の蒸気発生器伝熱管体積センターにおいて、渦流探傷試験にて有意な信号を、
0:03:44	では認められた蒸気発生器伝熱管及び減肉指示とみなされる。
0:03:49	微小な信号が認められた蒸気発生器電力課について、説明を実施するものとなっております。
0:03:56	続きまして、工事概要についてですが、今回すべての蒸気発生器の伝熱管補修数に当たりすべての蒸気発生器の加熱面積伝熱面積が変更になっております。
0:04:12	次に工事認可申請の要否につきまして、蒸気発生器の伝熱管を説明する。
0:04:19	工事でアリマ通例的に届け出対象となっております。その旨が記載されております。
0:04:27	ご提案になります。法廷見ていただくと8月1日に、実際に届け出してございまして、今後、9月中旬から現地施工が始まって、
0:04:38	11月下旬まで、順次使用前事業者検査を行っていく工程になります。
0:04:46	原子炉設置変更許可申請ののですが、原子炉設置許可申請、
0:04:54	申請書本文変更を生じないため、設置許可申請を要しないということになっております。
0:05:03	変更の内容についてですが、渦流探傷試験で有意な信号指示が認められた蒸気発生器伝熱管及び減肉住宅出される微小な信号が認められた蒸気発生器伝熱管について説明を実施する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:19	これ今回、実質、
0:05:22	出資方法なんですけど、属性の説明書1枚目の右下の図。
0:05:27	もうバックアップしない場合と、発刊する場合という物があると思うんですけど、今回抜管しない場合、
0:05:36	AΦ19.3mmのメカニカルから故障して施工します。
0:05:42	1枚めくってもらいまして、
0:05:48	A2本、高浜発電所4号機、蒸気発生器伝熱管補正工事計画新計画、
0:05:55	についてなんですけど、先ほども説明しさせていただいた通りすべての蒸気発生器伝熱管の説明を行いますので、ABC蒸気発生器の加熱面積、N管の本数が変更になっております。
0:06:09	で、2枚目。
0:06:10	けど、今回は19.3mmのみかんからご使用しますので、主要寸法材料のところは動作になっております。
0:06:23	2枚、
0:06:25	めくっていただきまして、
0:06:29	3ポツ、高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る許認可の要望について、
0:06:37	ですが、①設置許可の変更申請の要否ですが、要目表の要目表に記載のある蒸気発生器の加熱面積、
0:06:46	伝熱管本数が変更になりますが、いずれも原子炉設置許可申請書に記載がないため、本工事計画において変更箇所はありません。
0:06:56	また、②工事計画認可申請書前届け出の要否について、炉規法の忌避、炉規法等の規則、工事計画改造、
0:07:07	電事法の内容に該当する。
0:07:09	ためエダ異種届け出対象になります。
0:07:13	後ろに、添付1、
0:07:17	6兵頭の木曾君。
0:07:20	2枚目に、工事計画ガイド、
0:07:23	2枚目というか、もう1めくってもらおうと、工事計画ガイド、
0:07:27	今、さらにめくってもらいますと、
0:07:33	今めくってもらいますと、ページ10ページですね。
0:07:38	電事法が添付2として添付されております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	続いて添付 3、設計及び工事計画届書に添付する書類の定員についてですが、整備されたものが、
0:07:59	12 ページ。
0:08:02	表 1 にまとめられております。
0:08:06	添付 4 になったところを説明させていただきます。
0:08:13	下から 4 番目、発電用原子炉設置。
0:08:18	許可との整合性に関する説明書、
0:08:21	A4 の理由ですが、本工事計画に係る内容は、評価に抵触するものでないことを明確にするため添付しております。
0:08:31	ということでこれはちなみに資料 1、資料 1 インバイトするものです。
0:08:38	13 ページ。
0:08:41	の上から 3 番目。
0:08:43	設備機器、
0:08:46	リベット記載事項の設定根拠に関する説明書ということで
0:08:52	用語の理由ですが、蒸気発生器伝熱管への説明により、加熱面積が変更となるため添付しております。
0:09:00	これは添付資料 2 に該当します。
0:09:04	に越した、クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力職場例、対策に関する説明書、
0:09:13	A4 の理由ですが、蒸気発生器伝熱管の施栓に用いるメカニカルプラグに応力腐食割れ対策がなされていることを説明するために添付しております。
0:09:23	こちら添付資料 3、
0:09:27	安全テスト重大事故対象です。
0:09:30	重大事故等対象設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書、
0:09:38	利用については、蒸気発生器伝熱管の水洗に用いるメカニカルプラグが使用される、準環境において健全性を維持できることを説明するため、添付しております。
0:09:52	ちなみにこちらは添付資料 4 になります。
0:09:57	14 ページ。
0:09:59	ですけど、
0:10:02	上から 5 番目、現状冷却系統施設に関する機器の配置を明示した図面及び系統、それ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	こちらは、図面の方になり、
0:10:29	そこから2行下がって耐震性に関する説明書、
0:10:34	蒸気発生器伝熱管への絶縁により、比木工事計画認可申請書で確認した蒸気発生器耐震性に影響がないことを説明するため添付しております。
0:10:46	こちらは添付資料5になります。
0:10:49	強度に関する説明書、
0:10:52	こちらは蒸気発生器伝熱管への説明により、既工事計画認可申請書で確認した。
0:11:00	蒸気発生器の強度に影響がないこと及び推薦に用いるメカニカルP L U Gが十分共有することを説明するために行っております。こちらは添付資料6になります。
0:11:12	降雨ーコウゲ計画は、ヨウ素蒸気発生器伝熱管の1on数を変更するため添付しております。こちらも図面の方に決まっております。
0:11:26	15ページを見まして蒸気発生器、1番目の蒸気発生器及び蒸気タービンの気相に関する説明書、
0:11:37	蒸気発生器伝熱管への是正により既工事計画認可申請書で評価した蒸気発生器の基礎に影響がないことを説明するため、添付しております。
0:11:47	除きた分の関係ありません。こちら添付資料7になります。
0:11:52	2番目、蒸気発生器を蒸気タービンの基礎の状況を説明した図面。
0:11:58	そこで、蒸気発生器基礎に関する説明書において蒸気発生器の基礎の強度評価をしているため長期発生県オキその状況を明示した図面。
0:12:08	を添付しております。
0:12:11	その下、流体振動マター、温度変動による損傷の防止に関する説明書、これ蒸気発生器伝熱管の設営に伴う、
0:12:23	右側。
0:12:25	流量変化により、流力弾性振動を起こさないことを説明するために添付する添付しております。こちら添付資料8になります。
0:12:37	一番下に飛びまして、
0:12:39	計測西洋系施設に関わる機器の配置を示した図面及び系統数、
0:12:46	それで継続性、企業家、
0:12:49	施設として自動飛躍的にかかるものであるため、添付しております。こちらも図面になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	最後に 17 ページですけど、一番下、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
0:13:08	でコピーで、
0:13:10	蒸気圧力伝熱管への節制における設計上考慮に係る品質管理の方法等を説明するため、添付しております。こちらは添付資料 9 になります。
0:13:27	次に、添付資料 4。
0:13:30	設計及び工事計画届け出届け出における適用条文等の整理についてですが、整理されたものが、そちらの 1 枚めくった表 1 にまとめられております。
0:13:45	表中の記号についてですけど適用条文であり今回届け出適合性を確認する必要がある丸の箇所について、説明させていただきます。
0:14:00	19 ページをエダ、上から 2 報、6 名、土台ここ上、
0:14:06	地震による損傷の〇〇 I ということで、
0:14:09	費用費 4 になった理由ですが、
0:14:13	本工事計画は、原子炉格納容器内に設置されている蒸気発生器の伝熱管に施栓を行う工事であり、蒸気発生器は耐震 S クラスであることから、P L U G 等の重量増加が蒸気発生器の、
0:14:28	体制影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文であります。
0:14:37	24 ページ目の、ちょっと、
0:14:41	上から 4 項目目、第 14 条安全設備、
0:14:46	運行計画は現調格納容器内に設置されている蒸気発生器の伝熱管決戦行う方であり、
0:14:55	説明した P L U G は通常運転時、
0:14:59	通常運転時均てん時の異常な過渡変化及び設計基準事故の環境下で、
0:15:07	イマホリが可能であることを確認する必要があるため、審査対象条文です。
0:15:15	第 10 号の設計基準対象施設の機能のことで、原子炉の停止中に全したプラグの健全性を確認するとなるため、
0:15:25	審査対象です。第 17 条、
0:15:31	材料構造が説明した P L U G の
0:15:36	営業部及び P L U G 投入蒸気発生器本体の重量増加に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	ドル帳簿への影響を確認する人は亀谷さん対象。
0:15:47	第十九条流体振動等による損傷の防止、
0:15:53	あ、すみません、ページめくってもらって21ページの一番上になります。第19条、流体振動等による総務部長の防止、
0:16:04	本出現したクロキによる蒸気発生器右側の急遽、
0:16:11	変化が、
0:16:13	流力弾性振動を引き起こすほどの業態ないことを確認する必要があるため、審査対象条文です。
0:16:21	下から5番目。
0:16:23	第27条原子力、原子炉冷却材圧力バウンダリ。
0:16:28	は蒸気発生器の浅部は、
0:16:32	原子炉Aが例えば恩田に該当しており、心の反応度変化の荷重等カトウによる主幹に対してため審査対象条文です。
0:16:44	ページめくってもらいまして、22ページの上から2番目、第33条循環設備等で、蒸気発生器は原子炉圧力容器内悪性ネット伝熱管を介して除去するため、年間
0:17:01	開発面積を変更する点は、審査社長お願いします。
0:17:10	ページ2枚めくってもらいまして、24ページ上から2番目です。第50条で新入村長の防止ってことで、
0:17:19	説明を行う蒸気発生器もSA設備ですので、第5条と同じ審査対象条文別、
0:17:28	下から2番目。
0:17:30	第50条、重大事故等対処設備ですか。条件不
0:17:35	手際、浅部を含めて重大事故等対処設備としての機能を有することを確認する必要があるため、審査対象条文決
0:17:46	一番下、第55条材料構造、
0:17:51	それからこれも別のこのSA設備施設の方で、17条と同じ審査対象条文、
0:18:00	ページめくってもらいまして25ページ。
0:18:03	59条緊急停止失敗時に、専用現象報告委員会するための質疑。
0:18:11	それで、
0:18:13	本条文において重大事故等対処設備、括弧流路としての、
0:18:19	期待され、流路として期待される蒸気発生器の機能に線による影響がないことを確認するため基礎対象条文提出

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	第 60 条、原子炉冷却材バウンダリ、高圧時に発電用原子炉冷却差別、ここでは 59 部長と同じ。
0:18:38	理由で審査対象条文です。
0:18:42	第 61 条、原子炉圧力、
0:18:45	風、原子炉冷却材バウンダリを減圧するための設備。
0:18:50	こちら、59 条と同じ理由で審査対象条文です。
0:18:56	第 62 条、原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する設備によって、こちら、59 条と同じ。
0:19:07	理由で審査対象条文です。
0:19:11	第 63 条最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、記者は本条文において重大事故等対象設備過去ネット交換機として期待される。
0:19:23	蒸気発生器の機能に線による影響がないことを確認するため、審査対象条文です。
0:19:31	最後ですが、ページめくってもらいまして、26 ページ。
0:19:38	下から 6 番目、第 71 条。
0:19:42	重大事故等の収束に必要な水の供給決議ということで、
0:19:51	こちら、59 条と同じ理由で、審査対象条文です。
0:20:01	以上で、ページめくってまして 28 ページ、4 ポツ、高浜発電所 4 号の蒸気発生器を、
0:20:09	耐震性に関する説明書に係る不説明資料、
0:20:16	設営による伝熱管の重量変化の影響について、
0:20:22	ですが、状況整理、
0:20:26	29 ページの 1 ポツのところ、蒸気発生器の内部構造物の振動特性に、
0:20:34	与える
0:20:36	影響として是正による伝熱管の重量変化の影響について確認した資料で、
0:20:42	修繕率 10% で評価されているため、今回戦後の成立を考慮しても、影響は軽微であることが確認できております。
0:20:55	30 ページが根拠について記載されております。
0:21:00	5 ポツ、
0:21:02	31 ページ、すいません、31 ページの 5 ポツ、高浜発電所 4 号機発電用原子炉の結果と整合性に関する説明書にかかる
0:21:13	御説明資料についてです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:18	32 ページまして、今回の届け出に対して、許認可記載事項の変更が不要である旨が記載されております。
0:21:29	2 ポツの関連資料は本会届内容に関する記載がなされている、
0:21:35	既許可書類です。
0:21:37	これ、括弧 1 につきまして数字、助言等の点についてですけど、
0:21:42	本文 5 号では、設備仕様が記載されており、伝熱管の本数は規制されてないため今回、
0:21:50	届けないように、
0:21:52	よる影響はありません。
0:21:55	また添付資料 8 では、予備資料として本文 5 号の記載内容に加えて、
0:22:01	加熱面積電図鑑分数が記載されていますが、
0:22:05	当該設置変更許可申請の段階で、設備が保有する値を規制しているものであり、添付書類の記載であることから今回の届け内容による影響ありません。
0:22:19	(2) ですが、安全解析の解析条件における水田安全性について、
0:22:25	安全解析の解析条件におけるスズキ伝熱管の修繕については、各解析の事象ごとに線率の影響を考慮しても、
0:22:35	0%もしくは 10%で解析を実施しています。
0:22:40	精密を変更することによって、
0:22:43	各事象解析の結果に影響を与える代表的な要素は、一次冷却材保有水量の変化が挙げられます。
0:22:53	今回の届け出においては、A B C 蒸気発生器それぞれ上、
0:22:58	長谷猪瀬先日、0%から 10%の範囲内の値であるため、今回届け出ないように、
0:23:05	より影響はありません。
0:23:07	以上のことにより、今回の届け出内容は、
0:23:11	許可記載事項を変更するものではありません。
0:23:15	根拠は 10 ページに記載しておいている通りです。
0:23:21	添付 1 に、
0:23:23	本文 5 号機、
0:23:25	添付 2 に、添付書類の抜粋をつけています。
0:23:31	添付 3 については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:33	添付書類 10 の解析条件における前列感染率の整理表をつけています。それでは先ほど説明していただいたさせていただいた、各事象の評価に用いた
0:23:45	それにプロパ 10%提示したものになります。
0:23:49	それ以上になります。
0:23:53	関西電力の大本でございます。それから、先ほどご質問ございました、今後の原因対策等の工程でございますけれども、
0:24:03	8 月下旬を予定しておりますけれども、これは地元との関係とか調整ございますので、今のところは予定ということで、ご了承いただきたいと思います。
0:24:16	以上でございます。
0:24:21	の規制庁西内です。
0:24:24	そうしましたら規制庁側からまだ何か事実確認事項現時点であれば、確認を進めていきたいと思っておりますけど規制庁側から何かありますか。
0:24:36	あ、規制庁大塚です。
0:24:38	基本的には、
0:24:40	5 月に確認させていただいた高浜 3 号機の同届け出、
0:24:47	の確認した内容が、すでに資料の中に反映されていると思っておりますが、
0:24:53	ちょっと数点ちょっと確認させてください。
0:24:56	今回の 4 号機の
0:24:58	届け出については前回の 3 号機の時の届け出と違うところは、号機が違うところと、
0:25:07	あと前回は
0:25:09	傷が見つかって戦ったのが、A と B の蒸気発生器だったんですけど、
0:25:14	今回は、
0:25:16	三つすべて A B C の蒸気発生器に、
0:25:19	傷が見つかって、
0:25:22	三つの蒸気発生器。
0:25:24	トータル 12 ヶ所の先生を行うというところであると、号機が違うということで累積の
0:25:32	生鮮の数が違うので、それぞれ野瀬線率が、
0:25:37	微妙に 3 号機とは違う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	所。
0:25:41	が間違ふところだと思ひますけどそれ以外に何か、
0:25:44	この前の3号機の届け出と違ふ箇所ありますでしょうか、説明お願いします。
0:25:55	関西電力の原です。ご認識の箇所以外に、変更点は特にございません。以上です。
0:26:04	規制庁大塚です。承知しました。
0:26:07	補足説明資料の2ページ目の、メカニカルプラグの使用や、推薦の方法については、
0:26:15	資料上、前回の3号機と同じように、
0:26:18	見えるんですけども、実際にやる。
0:26:23	実際に使うPLUGの仕様や生前方法も全く一緒ということでしょうか。
0:26:31	関西電力の原です。ご認識の通り全く同じとなります。以上です。
0:26:37	規制庁大塚です。承知しました。
0:26:40	補足説明資料の2ページですけども、3号機の届け出の時の確認では、2ページの変更内容の、
0:26:51	何ですね。
0:26:53	ええ。
0:26:54	なお書きで、原因と対策として公表した内容を踏まえても、
0:26:59	工事計画に変更がないことを確認している旨、
0:27:03	が、記載されましたが、今回も、原因と対策の公表後にどう内容を記載していただけるということでしょうか。
0:27:14	はい。ご要望であれば記載することは可能です。
0:27:17	関西電力は失礼しました。以上です。
0:27:21	規制庁大塚です。承知しました。
0:27:24	では今回もですね同じように原因と対策、公表した後に追記をお願いします。
0:27:31	続きまして、届け出書の方なんですけども、
0:27:35	ちょっと細かい点なんですけど、少々お待ちください。
0:27:39	申請書のご準備の方をお願いします。届け出書のご準備をお願いします。
0:27:56	届け出書の、
0:27:58	ページで言うと、T4。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:01	－2－3－11－135 ページ。
0:28:07	のところなんですけども、
0:28:12	ここに記載の適正化を行うということが注記で記載されてるんですが、
0:28:19	これは今回、記載の適正化を行うということでよろしいでしょうか。
0:28:27	はい。関西電力の原です。今回、記載の適正化を行います。
0:28:34	以上です。
0:28:36	規制庁大塚です。承知しました。
0:28:38	で、今回記載の適正化を行って、
0:28:42	結果が、
0:28:44	上の表の変更前のところに、もうすでに変更されて書かれているという理解でよろしいでしょうか。
0:28:52	関西電力のハラで、はい、そのご認識で結構です。
0:29:07	規制庁大塚です承知しました。
0:29:09	で、それがわかった上での確認なんですけども、
0:29:14	注記1の、
0:29:16	記載の適正化を行うというところも、例えばとまってという記載なんですけど、
0:29:25	これが例えば、
0:29:27	P4。
0:29:29	－2－3－11－38 ページ。
0:29:35	のところの止まってる記載は、
0:29:38	幹事からひらがなに變更されていて、下線が引かれていて、
0:29:44	右肩の方に、括弧注1という記載が、
0:29:49	書かれてるんですけども、
0:29:51	これが正しい表記方法だと思うんですけど、
0:29:55	少し前の方のページで、
0:30:03	T4-2。
0:30:05	-3
0:30:06	－11－4 ページのところ、
0:30:10	を見ていただくと、真ん中辺ですね変更前の真ん中辺の記載で、
0:30:17	その量が小さなレベルにとどまって、
0:30:22	ていうところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:23	これひらがなになってますけど下線が引いてなくて、右方に注1 っていう記載もないんですけども、
0:30:31	ここは、ここも今回、
0:30:34	適正化する。
0:30:35	ということでしょうか、それとももうすでに適正化されていた場 所なんでしょうか。
0:30:41	説明をお願いします。
0:30:43	はい。関西電力の原です。先ほどご発言あった後者の方になりま すすでにこちらの方は適正化されていて、今回、井戸平賀な一 に、
0:30:53	こちらの記載が整理ですので、気づいたところは平賀に直してい くということで、注記のところが今回適正化を行った箇所になり ます。以上です。
0:31:06	規制庁大塚です。生じました。そうすると、
0:31:10	下線がなくて、(11) っていう記載がないところが、ここ以外に もたくさん出てくるんですけど、
0:31:18	素行については、どこかのタイミングで適正化されていて、今 回、適正な体制な自分を適正かつということで理解しましたが、
0:31:30	それは前回その適正化した時に漏れていたということで、
0:31:34	よろしいですか、それとも何か別の理由があるんでしょうか。
0:31:43	関西電力の原です。ご回答となりますと、基本設計方針という のは常にすべての基本設計方針が出てくる場所ではないので、
0:31:56	今回適正化するところっていうのは、前回の何かの届け出もしく は申請で出てこなかったところになりますので、適正化のしよ うがなかったと。
0:32:07	例えば今回4号のSG今回適切するところが出てきたので合わせ て今回の際に、適正化をすると。
0:32:16	いうものになります。以上です。
0:32:20	規制庁大塚です。理解しました。私からは以上になります。
0:32:28	うん。
0:32:29	規制庁ニシウチですけど、
0:32:31	若干細かい話で恐縮ですけど、
0:32:36	ちょっとこれ前回聞いたかもしれないんですけど、
0:32:40	試験検査性でちょっと確認したくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	届け出省の健全性の説明書を見る等外観点検できるようにSGの内部が確認ができるようにSGマンホール設けるって書いてるんですけど。
0:32:56	この間を縫って、補足説明資料、
0:33:01	2ページ目のこの概略図でいうと、
0:33:05	どこについてるんでしたっけこの水室能ところについてるものでしたっけ。
0:33:16	関西電力の原です。補足説明資料の2ページの、
0:33:22	火、右側の概要図2、下の方に一次冷却材入口等仕入経済出口って
0:33:32	いうのがあるかと思うんですけども、
0:33:32	系統、
0:33:34	何て言うのかな、この入口出口のところをそれぞれの水質に、入口側の水素デブ地盤水それぞれに、冷却材の入口出口とは別に、
0:33:47	人が入るためのマンホールというのが、
0:33:47	設置されてます。
0:33:49	一応そのことを述べてますんで、ちょっとここの図には明確には書いてないんですけどこの図でいう水室にあるマンホールということになります。以上です。
0:34:00	規制庁西内です。了解しました。
0:34:04	あれですよね一次冷却材の出ていく配管とは別に、同じようなイメージ、同じようなイメージで別にマンホールがあるって思えばいいですよね。
0:34:17	関西電力の原です。ご認識の通りです。ちょっとわかりやすい図が届け出書にありましたのでご紹介させていただきます。
0:34:25	ですね届け出書の第3-1図、
0:34:30	原子炉冷却系統施設の構造図、括弧蒸気発生器。
0:34:35	をご覧ください。
0:34:39	ご覧いただけましたでしょうか。
0:34:47	三分の3-1図ですかね。はい。やはり3-1図です。
0:34:53	ありがとうございますあ、そうだ失礼しました確か前回話してないですかね何か、確か聞こうと思って何かこれ見て自己解決した記憶が何か若干よみがえってきました。
0:35:03	スターリンクのあれで、確かに何か事故解決しましたとおっしゃってた記憶があるということだと思います。規制庁西内です。了解しましてありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:13	今回のプラグの部分の、
0:35:17	検査って意味でいうとこのマンホールからまだ加配追設の方に入って見上げるような形で外観を確認するっちゅうことなんですかね。
0:35:28	関西電力の原です。はい、ご認識の通りです。はい。規制庁西内ですそういう意味でいうと、内部、いわゆるその間の内部側の方までは別に直接、もちろん職種はできなくて、
0:35:40	そう意味では外観点検をまずやりますよ、で合わせて、漏えい確認っていうものを別途試験をやるのでその二つをもって保守点検っていうのは試験検査性ってのは担保しますよってことですかね。
0:35:54	関西電力の原です。はい、ご認識の通りです。
0:35:57	規制庁西内です了解しますと。
0:36:01	これあとちなみにちょっと参考で教えて欲しいんですけど、
0:36:05	水室からマンホールで入るじゃないですか。
0:36:13	あれ。
0:36:14	1回完全に一次冷却が行って、
0:36:19	抜けるんでしたっけねミッドループのときってここまで水来てない状態でしたっけ。
0:36:28	電力の原です。はい。ミッドループのときはここまで水は来ておりません。だからあくまで規制庁ニシウチですけど、ミッドループのときに中に入って外観点検をするって思えばいいんですけど。
0:36:44	関西電力の原です燃料のない時2行いますので一次冷却材は全部漏されている。
0:36:52	状況で行います。以上です。
0:36:55	規制庁西内です理解できますとありがとうございます。
0:36:59	ちょっとこれは今回の部分とは正直関係ない部分になっちゃうんですけど、ちょっと延長線で、延長で聞きたいんですけど、水質からこのマンホール入って
0:37:09	伝熱管の細管部分は確認できるじゃないですか。
0:37:13	例えばこの上の気水分離器とか要はSDの上部の方、これはこれでまた別途マンホールみたいなものがあるってそっち側も確認ができるような構造になってるんでしょうかね。
0:37:25	関西電力の原です。はい同じ3-1図の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:31	部品番号で言うと9番ですかね。二次側マンホール蓋っていうのがあるかと思うんですけども、
0:37:39	そちらの方から二次側に入りまして気水分離器とか、
0:37:43	その辺りの目視ができればと。
0:37:47	いう構造になっております。以上です。
0:37:50	規制庁西内です理解できました。
0:37:54	理解できましたありがとうございます。
0:38:00	はい。
0:38:01	私からも現時点ではあまりなくて、これくらいの確認ですので、
0:38:07	ほかに何か規制上側から現時点で何かありますか。
0:38:12	よろしいですか。
0:38:16	はい。
0:38:17	江藤。そうしましたら、
0:38:19	当間先ほどお話あったと思います原因と対策。
0:38:23	提出いただいたらそれとこの届け出の関係、原因と対策を踏まえて変わるものなのか変わらないものなのかというところを、また、明記したものを提出いただいて、
0:38:35	あわせて並行して何か追加で確認があればまたヒアリングを開催させていただくというところでしょうかね。
0:38:42	というところで基本的に今日、何か今日の時点で何かしら補足説明資料に反映しなきゃいけないとか、そういうものは特段、現時点ではないかなと思いますけども。
0:38:52	同じ認識でよろしいでしょうかね関西電力の方。
0:38:57	浅井陸のハラですはい。同じ認識で結構です。
0:39:01	はい、承知しました。若干今後のスケジュールも含めて話しましたけどもとりあえずは現状対策が確定を、
0:39:10	しないと、少なくとも我々としても確認これ以上進まない部分ありますので、原因と対策が、提出いただいた後に、それとの関係でどうなるかっていうのを、本届け出との関係っていうのを明確に説明をいただいた上で、
0:39:23	本届け出の確認、適合性の確認というものを引き続き進めていきたいと思いますので、また、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:31	峠状況が進んだ進捗した段階でまたご説明をいただければと思います。その際は資料提出だ形なのか、もしくはちょっと発掘加えて、
0:39:41	追加で何か口頭でご説明したいのでヒアリングという形なのか、ちょっとそこら辺はまた事務的に東京支社の方と調整をさせていただければと思います。
0:39:51	はい。今後のスケジュールも含めてですけども、関西電力側から何か全体通してありますでしょうか。
0:40:00	浅井電力のあれです、高浜発電所からは特にございません。東京支社二宮さんいかがですか。
0:40:07	はい。東京支店二宮です。今後の調整についても、了解いたしましたコメントございませんよろしくお願ひいたします。
0:40:15	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします全体通して規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
0:40:23	はい。
0:40:25	はい。はい。衛藤区長坂何かありますでしょうか。それじゃここだけは、比較的近い時期に同様の申請案件があったということで、比較的先が見通しやすい案件かと思いますが、
0:40:37	引き続き確認等続けていければと思います引き続きよろしくお願ひします。
0:40:45	東京支社有名ですよろしくお願ひいたしますありがとうございました。
0:40:49	ありがとうございました。菅関西電力の大本でございますスズキよろしくお願ひいたします。
0:40:54	はい。規制庁西内ですそうしましたら今日のヒアリングはここまでにしたいと思いますありがとうございました。
0:41:02	また、
0:41:02	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。